

令和6年4月1日からの総合事業報酬等改定内容（概要）

1 基本報酬単価

サービス種別	区分	現行	改定後 (R6.4～)
介護予防訪問介護 相当サービス A2	1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176 単位
	(日割)	39 単位	39 単位
	1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349 単位
	(日割)	77 単位	77 単位
	1週に2回を超える場合	3,727 単位	3,727 単位
	(日割)	123 単位	123 単位
	月4回まで(1回あたり)	268 単位	287 単位
	月5回～8回まで(1回あたり)	272 単位	
	月9回～12回まで(1回あたり)	287 単位	
	生活援助中心の場合(20分以上45分未満)	-	179 単位
	生活援助中心の場合(45分以上)	-	220 単位
	短時間サービス(20分未満)	167 単位	163 単位
生活援助サービス A3	指定事業所が行う場合(20分以上45分未満)	185 単位	181 単位
	独自事業所が行う場合(20分以上45分未満)	164 単位	160 単位
	指定事業所が行う場合(45分以上)	227 単位	222 単位
	独自事業所が行う場合(45分以上)	202 単位	197 単位
	緊急時対応報酬	167 単位	163 単位
介護予防通所介護 相当サービス A6	要支援1、事業対象者で週1回程度の場合	1,672 単位	1,798 単位
	(日割)	55 単位	59 単位
	要支援2、事業対象者で週2回程度の場合	3,428 単位	3,621 単位
	(日割)	113 単位	119 単位
	要支援1、事業対象者で週1回程度の場合 (1回あたり)	384 単位	436 単位
	要支援2、事業対象者で週2回程度の場合 (1回あたり)	395 単位	447 単位
通所型短期集中 予防サービス A7	通所型短期集中予防サービス(1回につき)	359 単位	386 単位
介護予防 ケアマネジメント AF	ケアマネジメントA(1月につき)	438 単位	442 単位
	ケアマネジメントC(1月につき)		

※共生型サービスの基本報酬

(共生型介護予防訪問介護相当サービス：A2)

- ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者：70/100
- ・重度訪問介護従業者養成研修修了者又は指定重度訪問介護事業所：93/100

- ・上記以外の者：100/100

(共生型介護予防通所介護相当サービス：A6)

- ・指定生活介護事業所、指定自立支援訓練事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後デイサービス事業所：90/100

2 加算・減算（主なもの）

(1) 介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス

内容	現行	改定後 (R6.4～)
高齢者虐待防止措置未実施減算	-	所定単位数の 99/100
業務継続計画未実施減算 (R7.4～適用)	-	所定単位数の 99/100
同一建物減算（同一建物の利用者 50 人以上）	-	所定単位数の 85/100
同一建物減算（同一建物の利用者の割合が 90/100 以上）	-	所定単位数の 88/100
口腔連携加算 (※介護予防訪問介護相当サービスのみ)	-	50 単位

(2) 介護予防通所介護相当サービス

内容	現行	改定後 (R6.4～)
高齢者虐待防止措置未実施減算	-	所定単位数の 99/100
業務継続計画未実施減算 (R7.4～適用：条件あり)	-	所定単位数の 99/100
送迎未実施減算	-	47 単位/片道
運動器機能向上加算	225 単位	廃止（基本報酬へ包括化）
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 単位	一体的サービス提供加算 480 単位
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700 単位	
事業所評価加算	120 単位	廃止

(3) 通所型短期集中予防サービス・介護予防ケアマネジメント

内容	現行	改定後 (R6.4～)
高齢者虐待防止措置未実施減算	-	所定単位数の 99/100
業務継続計画未実施減算 (R7.4～適用：通所型短期集中予防サービスについては条件あり)	-	所定単位数の 99/100